

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年7月24日から同年11月24日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年7月24日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 山口井筒屋山口店
所在地 山口市中市町13の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ちまきや管財株式会社	山口市中市町1番13号	上野 信明

3 変更に係る事項の概要

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 荷さばき可能時間帯

事 項	変 更 前	変 更 後
開店時刻及び閉店時刻	午前10時00分から 午後19時00分まで	午前10時00分から 午後20時00分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後19時30分まで	午前8時00分から 午後20時15分まで
荷さばき可能時間	午前8時30分から 午後18時00分まで	午前6時00分から 午後20時00分まで

4 届出年月日

令和8年7月7日

5 変更年月日

- (1) 令和8年7月22日
- (2) 令和8年7月22日
- (3) 令和8年7月13日